

オランダ大統領政権下における フランスの移民政策とロマ系住民排除政策 — 「右」と「左」の政策的収斂 —

東 村 紀 子

〈Summary〉

This paper analyzes French immigration policies under the Hollande's Presidency from 2012 to 2017, and particularly, its expulsion policies and the decision-making process for the Romani People.

Traditionally, the socialist party is known to be more tolerant to migrants, even towards illegal immigration. At the beginning of Hollande's Presidency the French government was expected to be a more welcoming to migrants and refugees compared to the policies of Sarkozy. Yet this government adopted strict policies, especially to Romani People. The Interior Minister Emmanuel Valls stated that "Roma gypsies should return to Bulgaria or Romania because they can't integrate into French society," and he added "Roma gypsies have a way of life that is extremely different to ours, and they are obviously in confrontation with our French population." In addition to these expulsion policies, Valls and Hollande complained about the European Union's directives for the quota of refugees. As a result, the socialist presidency was unable to adopt humanitarian policies proclaimed by Hollande at the French Presidential Election which was held in 2012.

This article refers to "left-wing" and "right-wing" as terms to imagine general political orientation, but this dualism is no longer sufficient to explain actual French immigration policies and expulsion policies for the Romani people because there is now political consensus between both. The Socialist and left-wing parties have moved from their humanitarian ideology and aligned with the political orientations of the right-wing.

はじめに

フランス共和国は従来、対外的には三色旗に象徴される「自由・平等・博愛」を国のモットーとし、時に人権先進大国としてのイメージを誇示してきた。しかし一方、グローバリゼーションが加速するにしたがって、時の政府が「右」であるか「左」であるかを問わず、人権大国としての自負心よりも実利優先主義による経済的効率を追求する政策へと転換してきた。それだけでなく観光立国としての立場を誇るフランス政府は、観光地で物乞いや窃盗などを繰り返し、土地の不法占拠を行うロマ系住民を極めて悪質な不法移民とみなし、フランス経済や社会の安定を脅かす存在として排除の対象としてきた¹⁾。フランス社会党政権は長年にわたり、伝統的左派政党として貧困と格差の是正を柱とした社会民主主義的思想に基づくリベラルな政策を掲げ、国籍や社

会的属性を問わず社会的弱者の救済を行う人道主義的なイメージを前面に押し出してきた。また排外主義的言説を反知性主義的な位置にあるものとして「ポピュリズム」「大衆迎合主義」と位置づけてきたのもフランス社会党であった。しかしそのフランス社会党ですらも2012年に政権に就くやいなや、その高邁な人道主義的イメージとはかけ離れた政策をとってきた。フランスは、人種差別と解釈されかねない言説には非常に敏感な面を持つ社会である一方で、今も日本で一般的に「ジプシー」と呼ばれるロマ系住民に対する警戒感是非常に根強く、露骨でもある。ロマ系住民の民族的起源は未だ明らかでなく、一般的に放浪生活を送るとされており、謎が多いことから欧州において差別的扱いを受けることも少なくない。

さらにロマ系住民は独自の民族舞踊や音楽、占いなどエキゾチックで神秘的な文化を持ち、ヴィクトル・ユーゴー（Victor Hugo, 1802-1885）原作の小説「ノートルダム・ド・パリ」や、その原作をもとに作られたバレエや映画などでもたびたび題材に取り上げられてきたが、いずれの作品内においてもロマ系住民であるというだけで社会における異種な存在としてみなされていたことが解かる²⁾。近年におけるフランスの移民政策の排除対象としては、その多くがアラブ系移民のみに注視されがちであったが、実はそれより前からフランス国内において長年にわたり排除対象とされ差別されてきたロマ系住民こそ、フランス社会における外国人への差別意識の底流をなすものである。したがってロマ系住民に対するフランス政府の排外主義政策には、同国が数々の移民問題に対処しきれず、マイノリティの包摂も未だ実現されていないフランス社会における社会統合政策の難しさが象徴されている。

2001年以降、フランスでは移民排外主義を標榜するRN（Rassemblement National³⁾、国民連合、以下RNと略す。）が地方選挙や国政選挙において議席を獲得する現象が顕著である。RNと同様に移民の排除を促進しようとする政党はフランスだけでなく、EUを形成するほぼ全ての加盟国においても存在し、政権与党に入る事例も現れている⁴⁾。フランスはその排外的主張を行う政党の台頭と躍進現象が、他の欧州諸国の中でいち早く顕在化した国である。さらにRNは欧州議会においても現在まで安定的に議席数を獲得し、とりわけ2002年以来、大統領選挙の度に有力候補として多くの票を集めている⁵⁾。こうしたRNの躍進現象と、フランスの移民政策及び難民政策をめぐる諸議論を俯瞰した際に特徴的な点が見られる。それは、かつてはリベラルな人道至上主義を掲げていた伝統的左派政党であるフランス社会党に属する政治家までもが、躊躇なく排外主義的言説を広く用いるようになったという点である。特に2012年にオランダ社会党政権が誕生すると、マニュエル・ヴァルス内相（Manuel Valls, 1962-）や当時のセシル・デュフロ住居問題担当大臣（Cécile Duflot, 1975-）やミシェル・サパン労働大臣（Michel Sapin, 1952-）、ジョルジュ＝ポー・ランゲヴァン教育大臣（George Pau-Langevin, 1948-）などの、いずれも社会党出身閣僚によってロマ系住民に対する強硬な排除政策が採られるようになった。

そもそも上述したようにフランス社会党は一般的にリベラルな思想に基づく「左」と位置付けられる。その一方で移民政策をめぐる政策論では、「右」あるいは「極右」と一般的に分類される党や政治家の動きや考えは排外主義傾向が強いものとしてしばしば危険視される⁶⁾（Taguieff

2012)。しかしこの「左」「右」「極右」という用語そのものについても、フランスの場合は何を指標として右や左と据えるのかまでは未だ明確には示されておらず、特に日本の研究者間では精査されないまま感覚的に使用されている。したがって本稿においても便宜上「右派」「左派」という言葉を用いているが、実は従来の「左か、右か」といった二元論は、政党や政策傾向の大まかなイメージをつかむ際には容易で便利な概念であるものの、移民政策をめぐる動向分析にあたっては正確さと緻密さを欠く表現であることをあらためて指摘しておきたい。また各政党の誕生の歴史や変遷などについて詳細に分析された文献であっても、なぜその党が「左」あるいは「右」なのかについて説明されておらず、定義もなく熟議も十分になされていないまま、便宜的かつ抽象的に「左か、右か」で線引きされてきた実情がある。さらにその熟議されないままの指標で「左」とされる、いわゆる社会民主主義政党や共産党でさえも、実は排外主義的傾向を持つ動きを有していることを指摘する文献は現時点においてまだ稀少である。そこで本稿では、2012年に始まったオランダ社会党政権下におけるロマ系住民の排除政策に焦点を当てて、フランス社会党政権下にあっても排除政策は肅々と展開されていった過程を明らかにしていく。これによりフランス政治の文脈において「右」や「極右」の政党のみが特別に排他性を有するのではなく、政党横断的に移民排外主義的政策が存在していることを証明でき、現在まで当然視されてきたイメージが現実の姿とは言えない可能性もあることを示唆していく。そしてフランス社会はあらゆる矛盾を抱えたまま、政府が主導する形で異種な存在と見なされる者を排除する社会へと変化している。このことをロマ系住民の排除政策という切り口から実証的に示していくことが本稿の目的である。

本稿における全体の構成は以下の通りである。まず第1節においては、フランスの移民政策をめぐる先行研究の整理を行い、どのような議論が行われてきたのかを明らかにする。次の第2節において、歴史的にフランス社会党はいかなる移民政策を推し進めてきたのか、その政策の流れを明示する。さらに第3節では、オランダ率いる社会党政権が行ったロマ系住民に対する排除政策について詳述していく。そして最後に、フランスの移民政策は「左」と「右」の違いだけでは移民政策の特徴を決定づけることが容易でなく、また政策的に接近し、収斂してきたとする本研究の結論を明示する。

1. フランスにおける移民政策及び難民政策をめぐる争点と先行研究の整理

従来の研究では、移民政策や難民政策が厳格化される度、その明確な変容を説明する最も重要な変数として、大統領の思想あるいは出身政党が「左か、右か」という点のみが注視され、その別によって政策方針がある程度は推測のつくものとして考えられてきた(大山 2013, 滝沢 2018)。また特にフランスの移民問題が世界的に注目を浴びるようになった2002年大統領選挙以降における同領域を分析対象とする研究は、移民に関する時系列ごとの社会事象を挙げ、移民政策において一見キーパーソンとなった政府側アクターの政策矛盾点及び個人の思想を批判することから

始まる研究が多数を占める（宮島 2006, Todd 2008）。特に 2005 年 10 月にパリで起きた暴動については、当時のニコラ・サルコジ内相（Nicolas Sarkozy, 1955-）の強硬姿勢及び挑発行為による結果と位置づけ、暴動が起きた背景を社会学的視点から捉えた文献が数多く見られる（宮島 2017, 山本 2008）。これらの文献においては、2005 年暴動に象徴される移民問題の根深さとフランス特有の統合政策や既存の行き詰まりが指摘され、フランス的統合概念をあらためて問い直す多くの示唆に富む分析が行われている。また、先行研究の多くはフランスにおいて排外主義的政策が採られる際、どの党の出身の誰が大統領職に就いていたかを重視する。そしてその政策を人種差別的な政策として位置付け、移民問題を政治争点化することでフランス国内の議論を活性化させ、自らの支持率を上げようとするポピュリストであるとして批判している（Todd 2008, Weil 2002）。しかし本稿は、ある国家レベルで政策が採られる際に、大統領個人の属性や政治的パフォーマンス、個人生活の特性といった変数のみでは政策が変化する際の要因分析をする上で大いに説得力に欠けるとの認識のもと、今や移民政策や難民政策においてはそもそも「左か、右か」の問いそのものがもはや意味を持たない問いになっていることを、フランソワ・オランダ大統領（François Hollande, 1954-）率いる社会党政権期における移民政策及び難民政策に焦点を当てながら、実証していくこととする。

これまでの（移民政策及び難民政策の領域にかかわらない）先行研究の中には、党派性あるいは政治家個人のイデオロギーが個別的な政策の方向性を決定づけると解釈する分析もある一方で、政党の左右に関係なく政策は収斂されてきたことを指摘する分析も 1980 年代後半から既に蓄積されてきた（Schain 1988, 岩本 1994）。ただし現時点においても移民政策及び難民政策から、そして実証研究の視点から左右の政党横断的な収斂現象を指摘した文献は非常に限られており、今も「右派政党 = 移民への規制を厳しくする政策を採る」「左派政党 = 移民への規制を忌避する政策を採る」といったような、観念論的イメージで捉えられることが一般的である。事実、特に社会学や法律学における多くの先行研究文献においては、大統領個人の政策的思想が移民政策に決定的な影響を与える要因として捉えられ、その政策への危機感が示されてきた（宮島 2006, 岡村 2003）。しかし実のところサルコジ政権が移民の社会統合を推進すべく「全国外国人受け入れ・移民機関」を設立し、「受け入れ・統合のための契約」を推進した（渡邊 2015）ことや「フランス・イスラム教評議会」を設置したことに触れられている文献は非常に限られているのが現実である。このように、一般的にイスラム系移民をひどく嫌っていたと思われがちなサルコジ元大統領が、実は内相時代より排除政策を採るかたわら、移民への歩み寄りともいえる政策を採ってきたことはほとんど注目されていない。また時代を遡るが 1970 年代には伝統的右派政党に属していたジスカル・デスタン（Valéry Giscard d'Estaing, 1926-）が移民の子どもたちをフランス社会に統合させようと積極的に取り組んだ。例えば大学進学を目指す 16 万人の移民の子どもたちに奨学金を支給し、フランスの学校生活にすぐになじめない子どもたちのために、授業の 3 分の 1 を移民の子どもたちの出身国の言語で教える施策を採った（畑山 1997）。また同大統領は、移民の母国からの家族呼び寄せ制度を推進しただけでなく、移民が労働組合に入る際の様々

な制限事項を撤廃した（畑山 1997, 伊藤 1998）。つまり上述した「右派政党＝移民への規制を厳しくする政策を採る」「左派政党＝移民への規制を忌避する政策を採る」とのイメージは必ずしも現実に即しているわけではなく、実際にはねじれ現象が起きていると考えるのが妥当である。

さらに、フランスの移民政策及び難民政策を分析した研究は 1970 年代から 2012 年までの間に多く蓄積されてきた一方で、2012 年から始まるオランダ社会党政権の移民政策及び難民政策について言及した文献は現時点において極めて稀少である（東村 2018）。東村が指摘するところは、オランダ率いる社会党政権の移民政策は、フランス政府が移民の受け入れに難色を示し始めた 1970 年代から脈々と続いてきた、経済的合理性を優先した移民政策の延長線上にあることを証明しようとしたものである。そしてそれは「左」「右」の政策的接近を意味する「収斂」である。そして本稿ではその「収斂」は、現実的かつ有効な移民政策をいずれの既存政党も採りえなかった結果ではなかったかとの問いをもとに論稿を進めていく。またオランダ政権における先行研究や数的データ、あるいは公にアクセスできる議事録などは非常に限られていることから、新聞記事を多用し、同時に政策決定に関わった内務省幹部や研究者、そして社会活動家への聞き取り調査を重要な情報源として編み込みつつ本稿を進めていく⁷⁾。

ところで一口に「移民」と言っても、その一括した呼称にカテゴライズされる人々の中にはフランス社会と近似性の高い社会で生まれ育った欧州系移民もいれば、フランスの中では富裕層が比較的多いとされつつも独特の宗教的観点及び文化や習慣の違いからフランス社会への統合が疑問視されるユダヤ人、かねてより流浪の不可触民とされてきた（ポリティカルコレクトネスの観点から「ジプシー」と呼ばれなくなった）ロマ系住民、フランスの旧植民地出身のアフリカ系移民やアジア系難民の子孫など、その出自は様々である。しかしフランス社会において移民統合モデルの行き詰まり現象が議論される時、その排除対象を分析してみると、同化が不可能あるいは困難とみなされがちな非ヨーロッパ系移民が浮き上がり始める⁸⁾。そして今、同化が不可能あるいは困難とみなされがちな非ヨーロッパ系の移民に対する排外主義的言説が支持されるということは、以前は一旦フランスに定住すれば誰もがフランス社会に統合された「フランス人」として見なされるという原則論が、形骸化した空虚な建前論でしかなかったことを証明するものである。そして同化が不可能あるいは困難とみなされがちな非ヨーロッパ系移民に分類される社会層として筆頭にあげられるのは、言語や学歴の障壁を克服できず、また正規の労働市場に参入できないイスラム系移民である。こうした人々が過激化した宗教に引き寄せられた結果としてテロリストへと転身する者や反社会的行動を起こす者などが、社会の不安要因として強く認識されるようになったのは 1970 年代であった。その後も政教分離原則を国是とするフランスにおいて、公共の場所で宗教的表象と見なされるイスラム教のスカーフやユダヤ教のキップを着用することについての是非をめぐる論争をはじめ、公共施設における男女隔離を要求する声やハラール食の提供を要請する声、熱心なイスラム教信者によるモスクの建設要求問題などが各地で相次いだ（Lorcerie 2005）。そうした中、FN は移民をフランス社会のアイデンティティーと安全保障政策、経済政策のいずれにも脅威を与える存在として据え、危機感を煽る言説を行った。FN の主張は

かつてのナチズムを想起させる危険な民族主義的主張として白眼視される一方、潜在的支持者を含め幅広い層の支持者を着実に増やした。

また、流浪の不可触民とされてきたロマ系住民については、その先行研究の数は非常に限られている。確かに、人類学的視点からロマ系住民の生活様式や、彼らへの差別の実態を調査した文献は少しずつ増えてきているものの（Hancock 2003, 金子 2016, 左地 2017）、ロマ系住民を社会的に排除していくシステムを作る政策について政治学的論点から分析された文献はほとんど存在しない。フランスの移民政策や難民政策の文脈において、今まで主な関心の対象とされてきたのはイスラム系移民及びフランスの旧植民地から来る移民や難民への排除政策であって、対ロマ系住民としての排除政策にスポットが当たることはほぼなかったと言えるであろう。

なお従来の研究では移民と難民の両者を分析対象とする時、その多くが「移民」と「難民」の法的地位の違いを明確に打ち出そうとするところから議論が出発しており、特に「難民」については一応のところは法的定義がなされている⁹⁾。ところが実際に迫害行為や戦闘地域から逃げてくる従来の「難民」の枠組みに入る人々も当然存在する一方、出身地が戦闘地域または内戦地域に該当しない者が多くいることが、難民認定を行う現場においては悩みの種となっている。つまり母国において迫害行為や戦争などが起きているわけでもないのに、経済的な豊かさや生活の安定を求めて欧州に入域してくる、いわゆる「偽装難民」が多く発生しているためである。フランス政府は「安全な国リスト」を作成し、難民申請の段階で申請する応募資格を満たしているかどうかを迅速に判断するための一応の基準は持ちつつも、時として各難民申請者個人の個別具体的な背景をも勘案しなければいけないことから、審査にあたって正確な判別と処遇を決定する作業が困難を極めてるのが現状である。そのため本稿では現状に則し、あえて移民と難民の定義づけと線引きを明確にすることを避けて論稿を進める。

2. 移民政策をめぐる社会党の変容と「右」と「左」の政策的収斂

そもそもフランスで最初に移民を排除するべきであるとの主張を展開し、移民問題を政治争点化したのは、実は現在「極めて左」と位置付けられるフランス共産党と共産党色の強い自治体であった。1960年代初頭までは、フランス共産党は移民を社会的差別の犠牲者として同情する立場を明らかにしていた。ところが1960年代後半になると、同党は移民が集住する地区ゆえの社会的・経済的な負担に対し、国から押し付けられた迷惑な存在として移民に対する抗議の声をあげるようになった（Schain 1988, 畑山 1997）。さらに同党は、移民がフランス人労働者の賃金を相対的に下げ、フランス人労働者の雇用機会を奪う存在とみなし、労働力を安く買いたたく資本家たちを批判するための格好の道具として位置付けた。それだけでなく同党所属の政治家は当時、違法薬物の取引をはじめとする非行化現象が社会問題化していることを指摘し、移民労働者がまじめに働くフランス人労働者に麻薬を売りつけて墮落させ、労働環境や教育環境を悪化させる存在であるとして早急に移民を排除する必要性を強調した。フランス共産党は現在、国境管理政策

については国境の完全撤廃や、移民や難民への寛容な受け入れを推進する姿勢を見せている。しかし最初にフランスで移民集住地区での治安悪化の原因を移民に求め、移民を物理的に排除するための暴力的ともいえる行為を先導していたのは同党所属の市長たちであった（Costa-Lascoux 1988）。1980年12月末にはヴィトリ・シュル・セヌ市の共産党市長主導のもと300人のマリ人労働者を強制的に収容し、さらにマリ人労働者の多く住む寮をブルドーザーで破壊するなどの行為を行った。こうした物理的排除を力づくで行う共産党には激しい非難の声が上がったものの、労働市場に移民が参加することを芳しく思わない人々からは一定の支持を得た。さらに同時期において特徴的なのは、移民に対して寛大な政策を採ってきたフランス社会党幹部が市長や地方の首長となった時、移民に対して強硬な姿勢をとる政治家が出現してきたことであった。例として、フランス社会党出身であったガストン・デュフェール（Gaston Deffert, 1910-1986）元内務大臣は、1983年3月に行われたマルセイユ市長選挙において、いかにして移民の増加数の抑制と治安悪化を食い止めることができるかが最重要課題であるとして選挙キャンペーンを行い、保守候補を破って再選された。さらにフランス社会党出身のシャルル・エルニュ元国防大臣（Charles Hernu, 1923-1990）はヴィヨール市長であった際に、移民を排除あるいは追放の対象とする政策を打ち出した。そして移民家族への給付の削減や公共住宅への入居を制限するなど、従来のフランス社会党の施策とは正反対の方向性を打ち出した。つまり1960年代からは移民問題が可視化するにしたがい、共産党だけでなく、人権や平等といった言葉に敏感なはずのリベラルな社会党も、移民への寛容性を失いつつあったことが示されたと言えよう。

1981年に社会党出身であったフランソワ・ミッテラン（François Mitterand, 1916-1996）が大統領選に出馬した際、不法移民への滞在許可条件の緩和と国外追放の禁止を選挙公約として打ち出した（Weil 2005）。ミッテラン大統領は就任直後より、既に定住している移民に対する寛容政策に着手し、未成年者の外国人及びフランスに家族縁者がいる者への差別及び強制国外追放処分を禁止した。また移民に対して、身分証明書の常時携帯を義務付けたペルフィット法の撤廃をファシスト的観点から作られ、偏見に満ちた人権無視・人権抑圧法であるとして強く非難し同法の撤廃を約束した。

さらに1984年には再び、第二次帰国奨励プラン（帰国に際しての本人と家族の旅費、引越しの費用、帰国後の会社・商店創業のための職業訓練支援）を打ち出す。しかし失業人口が大幅に増加する中、政府が移民に対して手厚い寛容政策を採ることは、不法移民が合法化されることへの懸念を高まらせ、移民の物理的排除を望む世論を急激に高まらせた（Dupin 1990）。この機に乗じて、ミッテラン政権の寛容主義を批判し、支持者を急激に増加させたのがFNであった。また1980年代に入ると、移民が自らの社会権獲得を目指して労働争議やデモを頻繁に起こすようになった。その一方で、移民排斥を訴えるFNは、フランスから移民を追い出すことで多くの経済問題や社会問題が解消されうると説くことにより、特に工業地帯の密集する地中海沿岸の南部地域や、フランス北部・東部での支持基盤を着実に固めていった。FNは経済的危機においては移民を本国に強制送還すれば、失業者もいなくなり、ひいては犯罪率も減ると訴え、移民問題と

失業者の増大や犯罪率の増加及び凶悪化とを結び付けた。そして「職を持たない移民労働者やその子孫が、生活苦から凶悪犯罪に走る」との当時のジャン＝マリー・ル・ペン党首（Jean-Marie Le Pen, 1928-）による説は、急速に勢力を伸ばした。この時まで、失業問題においては右派政権が強行策を採ろうと、左派政権が党の第一公約として失業率減少を謳おうと、伝統的左派も伝統的右派も「リストラこそがフランス経済を活性化させ、不況の解消につながる」と説明するのみにとどまり、抜本的かつ有効な措置を採ることが出来なかった。そんな長期に及ぶ不況に対する不満と不安が交錯する中、人心をつかんだのがFNであった（Wieviorka 1992）。1980年代初頭までは脆弱な泡沫政党として認識され、大統領選挙の度に立候補条件すら満たせずに涙を吞んでいたルペンは、ここで急激に勢力を拡大した。この動向の背景には、失業率の増加や不況などの他に、もう1つの要因が存在する。1980年中頃から、旧植民地（多くはアルジェリア・モロッコ・チュニジア等のマグレブ諸国）からの移民の滞在長期化が指摘されると同時に、イスラム教を信仰する移民が自分たちのアイデンティティーを主張するようになったことである。こうした移民の定住化と、それに伴う文化的・宗教的摩擦は、フランスの共和国理念を揺るがす脅威であるとして、党派を超えてフランス人の反発を招いた。そしてルペン党首も、自らの愛国思想や移民排斥主義思想を全面に打ち出した。こうした社会的要因を背景に、1983年のパリ議会選挙や1984年のヨーロッパ議会選挙でも議席を獲得するようになり、1986年には国民議会選挙において初めての議席を獲得し、当時のフランス共産党と全く同じ議席数（35議席）を獲得することに成功した。

1986年3月にはミッテラン大統領のもと、シラクが首相に指名され初の保革共存が樹立された。同年の国民議会選挙時よりシラクは、現在の社会不安は、移民とその支持母体であるフランス社会党が作りだしたものであるとのアピールを行うようになり、現行の移民政策に不安や不満を持つ人々の同意を集めることに執心した。また、首相就任当初から移民問題をアジェンダとして取り上げ、シラク内閣で最も右翼的なイデオロギーの豪腕として鳴らしていたパスクワ（Charles Pasqua, 1926-2015）を内相に任命した。パスクワは内務省の任務である公共の秩序維持という名目のもと、外国人の流入を公共の秩序を乱す虞のある動きとして捉えた。そして当時の移民問題と、移民の引き起こす犯罪率増加の根拠を、フランス国籍を容易に取得できる（当時の）出生地主義に求めた。加えて、今まで当然の権利として与えられてきた10年の居住証発行数に制限を設け、交付の対象となる外国人の範囲を狭めた。また不法滞在者の国外追放を言い渡す権限を警視総監に与え、フランス人の配偶者としてフランスに滞在する者への滞在許可条件をいっそう厳しくした。

パスクワ内相はさらに、移民が公共の秩序を乱す行為に及んだ際には、強制国外退去措置の手続き簡略化に努め、10年の居住を許可されている居住証を没収することを可能にした。これに対し、各種人権団体やカトリック教会の司祭やプロテスタントの大司教、パリの大モスクを管轄するイスラム教司教等の宗教関係者が一堂にリヨンに会し、移民やその2世の人々とともにハンガーストライキを決行した。しかし宗教関係者を含んだ人々の動きは、厳格化される移民政策や

移民法にほとんど影響を与えることはなく、入国を拒否された者は即刻、本国への強制送還が執行された。同時にパスクワ内相はアルジェリアの外務省や警察機関に対し、フランスにこれ以上アルジェリアからの移民を増やさないう、最大限の努力をしてほしいと訴えた。

これらの強硬策は、フランス各地で新たなストライキ行動やデモ活動を次々に呼び起こすこととなった。しかしパスクワは、同時期にパリで相次いだ移民2世によるテロ活動に関し、テロリストを取り締まるためにもヴィザは必要不可欠な手続きであると述べ、ヴィザ取得条件の厳格化の正当性を訴えた。さらに1986年10月、不法移民のマリ人101人が、強制的にチャーター機に乗せられ、手錠をかけられた状態で本国に送還される場面がテレビで報道された。そして何かと印象的なスローガンを発することを好むパスクワ内相は「テロリストを恐怖に陥れてやる」と発言した¹⁰⁾。それは政府が不法移民を安全に対する脅威とみなし、国民に対してもその危機感を植え付ける演出でもあった。これに対し、マリ共和国政府、フランス社会党や各種人権擁護団体から抗議声明があり、人種差別撤廃を訴える団体等による抗議デモが激化した。

1989年12月、ミッテラン大統領はテレビ演説の中で、移民受け入れ寛容政策に関して「フランスの移民政策は限界に達した」と表明した。さらに1990年4月4日には、ロカール首相が「フランスは世界のあらゆる貧困を受け入れるわけにはいかない」と表明し、とりわけ外国人による暴力行為を取り締まる法律の制定を示唆した。その背景には、後を絶たない不法移民の増加現象やフランス人による移民殺傷事件、若年移民の非行化現象、そしてボスニア紛争や中近東及びフランスの旧植民地やスリランカからの難民が押し寄せていたからでもある。実際、この時点ですでに難民申請の受理には数年かかり、その間にフランス社会に亡命者や難民が根付いてしまい、結果として、国外退去させることが難しくなっていた。

1993年には再びパスクワが内相に就任する。彼は就任直後の6月2日、保守中道政権が目指す主要な目標のひとつとして「移民ゼロ」を掲げたが、後になって彼は「移民ゼロ」を「不法移民ゼロ」へとスローガンを修正した¹¹⁾。ただし「不法」という言葉を後から付け加えつつも、合法的滞在資格を持つ外国人に対してさえも、取り締まりを強化することを定めたパスクワ1993年改定移民法が成立した。同法は、一夫多妻状態にある移民及びその妻には居住証は発行されないという規定（パスクワ法第9条）や、外国籍の両親のもとフランスで生まれた子供がフランス国籍を取得する際には、16歳から21歳の間に「自らの意思で」フランス国籍を申請する義務が規定（同法第11条）、不法滞在者とフランス人との婚姻を認めないという規定であった（同法第31条¹²⁾）。パスクワ法の最大の特徴を示しているのは第11条であった。同条文は、以前は出生地主義が原則とされていたのが、以後は移民の二世は本人の意思によって国籍の取得を希望し「フランス人になること」を宣言しなければ、フランス国籍を取得できないことを明文化した条文である（Weil 2005, 田部井 2006）¹³⁾。同法の成立過程においては、人権団体や労働組合などがデモを起こし、国際移民局も法文の見直しと撤廃を求めたが¹⁴⁾、国民議会及び元老院の右派議員、国籍委員会及び統合高等審議会においてイニシアティブを握っていた國務院副委員長によっても支持された（薬師院 2007）¹⁵⁾。パスクワ法は、上記法内容が全部で50項目ほどあるうち8項目に関

して憲法に抵触する虞があったものの、憲法評議会で指摘された条項を若干修正した形で、法令に盛り込まれることとなった¹⁶⁾。

1996年3月22日、パリのサンタンブローズ教会占拠事件が発生し、パスクワ1993年改定移民法により非正規滞在者となった人々約300人が、自らの立場を合法化するよう要求するデモ行為に及び、パリを中心としてデモは各地で繰り広げられた。この教会占拠事件は、最終的には警察部隊が占拠者を強制退去させて一応は終焉したかのように見えた。しかし当時、すでに社会の不安要因と見なされていた非正規滞在者を国外退去処分にできなかった政府への強い不満の声が上がった。

1996年11月には、パスクワよりも更に移民に対して厳格な措置を採ると評価されていたジャン＝ルイ・ドゥブレ（Jean-Louis Debré, 1944-）内務大臣主導により、ドゥブレ移民法案が施行される運びとなった。ドゥブレ法の柱は、非正規滞在者の追放措置の強化、司法警察の権限強化や国境取り締まりの強化であったが、さらに「外国人を家に泊める場合には、市役所に届け出なくてはならない」と義務付ける項目もあった。しかし人権団体の呼びかけを契機に同法に対する抗議の輪が広がり、59人の映画関係者による「市民的不服従」の呼びかけは、1997年2月22日の10万人デモへと拡大した。1990年代に入ってからの1つの大きな特徴として、政府による移民取り締まりが強化されると同時に、市民レベルでの人権擁護を訴える動きが活発化した点が挙げられよう。

1997年5月に行われた国民議会選挙でフランス社会党が勝利したことに伴い、リオネル・ジョスパン社会党第一書記（Lionel Jospin, 1937-）が首相に任命され、フランスの移民・難民政策はそれまでの政策の転換点を迎えるかのように見えた。ジョスパン新首相は内相に就任したシュヴェヌマン国民運動党党首（Jean-Pierre Chevènement, 1939-）と左派連立内閣を組織し、前政権までの厳格化された複数の移民法を撤廃することを急務とした。結果、人道主義的観点から従来の移民政策を再び寛容化する方針を定めたシュヴェヌマン法が政府主導で採択されたものの、結局は細かい個々の条文の加筆修正にとどまるのみで、抜本的な改革の礎とはならなかった。アムステルダム条約の基本的骨子であるEU共通の移民政策に対して非常に積極的であったジョスパン首相と、超国家的組織に対して懐疑的であったシュヴェヌマン内相との方向性の違いは、やがて同政権内部の亀裂を生みだし、結果的に前政権から続く移民政策の厳格化に歯止めをかけることはできなかった。

したがって本稿の「はじめに」でも述べたように、従来の「左か、右か」といった二元論は、政党や政策傾向の大まかなイメージをつかむ際には容易で便利な概念であるものの、移民政策をめぐる動向分析にあたっては正確さと緻密さを欠く表現であることをあらためて指摘する。経済政策と密接に結びつき、なおかつ長期化・深刻化した社会問題である移民問題及び難民問題に関しては長年、左派政党や右派政党との間でお互いのイデオロギーは熱く対立していたはずであった。ところが現在では「左も、右も」、安全保障の観点からは移民や難民の存在を国内治安や経済への脅威を与えうる不安分子と見なし、フランス経済に多大な負荷をかける存在として捉え排

除の対象とする。こうした動きは、実は大量失業時代を迎えた1970年代半ばから見られるようになっていたことは上述してきた通りである。経済的にも逼迫した状況において、既に右も左も同じ政策を採らざるを得ない事態に直面したために、経済的合理性を最優先する方針において政策的収斂が見られ、各政党横断的に共通した政策方針や難民政策をとるようになってきた。そして「右派」も「左派」のいずれもが、移民政策や難民政策の争点を国民に示して議論を活性化させつつ、選挙対策のための有用な政治的道具として用いる手法をとる。結果、いかなる政党から大統領や首相、各大臣が現れようとも、彼らの出身政党のイデオロギーが即ち移民政策や難民政策を決定づける変数とはもはやなりえないことを証明する事実が表出されてきた。

さらに言えば1970年代後半に始まった大不況の後のミッテラン大統領による「フランスの移民政策は限界に達した」との声明は、当時の社会党主導の移民政策及び難民政策の限界点を自ら認めるものであった¹⁷⁾。さらに1990年代後半にジョスバン首相主導のもと移民寛容政策を打ち出したシュヴェスマン内相も、人権を重視した寛容な移民政策や難民政策には限界点が厳然と存在することを指摘した。そして従来の社会民主主義的な政策を続けることは不可能であり、今後は制限的に受け入れを行っていくしか選択肢がないと表明した¹⁸⁾。ここに、既に2000年代に入る前よりも先にフランス社会党を筆頭とする「左派」政党はもはや伝統的な左派イデオロギーによって動かなくなってきた、と考えるのが妥当であろう。1980年代において、既にフランス社会では移民政策や難民政策をめぐる右派と左派との間には政党横断的な収斂が見られ、逆に言えば従来の左右軸はもはや意味を持たなくなりつつある政策の1つが移民政策と難民政策であったと言えるであろう。

さらに、ロマ系住民が不法移民として排除政策の対象となるのは、サルコジ内相が就任した2002年以降のことである。ロマ系住民の排除をめぐる動きをここで簡単に整理しておく。

まず2002年から始まったジャック・シラク大統領 (Jacques Chirac, 1932-2019) 政権下において、当時のサルコジ内相がロマ系住民の排除政策に乗り出した際、同内相はフランス社会党やその支持者から、人種差別や非人道的政策を推進する政治家として激しい非難を浴びた。2005年にはロマ系住民の排除を目指すサルコジ内相がロマ系住民への帰国援助金受給制度を試験的に導入することを宣言した。そして2006年にはフランス政府は一人当たり150ユーロの帰国援助金をロマ系住民の人々に支払うと同時にフランスから追い出す政策を打ち出した。ところがフランス政府の希望的観測の通りに事態は変わることなく、2007年になりサルコジ大統領政権に代わると、当時のオルトフー移民・統合・国家アイデンティティー共同開発大臣の指令のもと、帰国奨励援助金の額は300ユーロにまで倍増した。この援助額はロマ系住民にとって、彼らの出身国と見なされるルーマニアやブルガリアへの帰国に必要な額をはるかに超える金額であった。オルトフー移民・統合・国家アイデンティティー共同開発大臣はこの措置について野党議員から追及された際、これより他に有効な代替手段がないため、致し方のない措置であると説明した。2009年にはとうとう本国帰還を望む援助支給者数は1万人にも上った。この政策はフランス経済にとって大きな負担となったばかりでなく、この制度により帰還援助金を得ていても、EU域内の

自由移動の原則によって再びフランスに戻ってくるケースがあとを絶たず、援助金制度はほとんど意味をなさないものとなっていた。このことからフランス国内ではロマ系住民に対する憎悪の感情がいつそう強くなり、ヘイトクライムと推定されるロマ系住民を標的とした暴力事件や殺人事件が相次いだ。ただしサルコジ政権における移民政策の最大の関心事は、ロマ系住民の排除よりも、いかにして国内の治安悪化の元凶と据えるイスラム系移民を排除しうるか、という点であった。つまり2002年のサルコジ内相就任時から2012年のサルコジ元大統領がオランダ大統領候補に敗れるまでの間、その排除政策の主な矛先は絶えずイスラム系移民に向けられていたのである。そしてイスラム系移民の排除を推進しようとするサルコジの政策は絶えずフランス社会党から非難的とされてきた。では2012年に始まるオランダ大統領政権下においては、どのような政策が採られ、ロマ系住民はいかに扱われたのか。続く第3節では、オランダ政権下におけるロマ系住民の排除政策に焦点を当てて分析を行う。

3. オランダ大統領政権下におけるロマ系住民の排除政策

2012年5月、フランス社会党出身候補者のフランソワ・オランドが大統領に選ばれた。同選挙期間中、オランダ大統領候補は自身が大統領に選出されれば、5年間にわたりフランス領土内に居住することを証明できた外国人に地方参政権を付与する方針を掲げていた。この部分だけを切り取って見れば、オランダ大統領候補は「移民」を「市民」へとシフトさせるのに積極的であり、サルコジ主導による政策期の政策とは異なり寛容性を見せるものと思われていた。しかし結論からいえば、オランダ政権発足後に外国人参政権がその後において議論の俎上に上ることは一切なかった。そればかりかロマ系住民の強制大量撤去を推し進めるとともに対テロ政策としての強硬な難民政策や移民政策を水面下で促進し、さらには難民危機を迎えた折には欧州連合によるクォータ制にも強烈な不快感を表明する政権であったことを本節において示す。

オランダ大統領就任直後、同大統領は「左派の中の最右翼」と呼ばれていたヴァルス（当時、国民議会議員兼エヴリー市長）を新政府の内相に任命した。マスメディアではヴァルス内相自身が外国人の両親を持ち、生まれながらのフランス国籍を持つ人物ではなかったことから、移民に対しても寛容な政策を推進するのではないかとの憶測が流れていた。しかし同内相は就任直後より、まずは国内推定人数およそ15,000人いるとされているロマ系住民が土地の不法占拠を行っていることを指摘し、フランスへの入国や滞在手法が合法と認められない多くのロマ系住民を一刻も早く国外退去させるべきであると述べた。

また、フランス政府はかねてよりロマ系住民を排斥する際に「ロマ系住民の親が学齢期の子どもを就学させない」ことを理由として挙げており¹⁹⁾、ロマ系住民の子どもの育て方は子どもの権利条約にも反するとして批判してきた。フランス社会においても一般的に、就学年齢に達したロマ系住民の子どもたちは学校に通わず、ゆえに成人してからも社会常識や健全な勤労意欲を持たず、文化的な生活に適應できない民族グループとして嫌悪される傾向にある。そのうえ公衆衛生

の観点からも問題のあるキャンピングカーで各地を放浪し、土地を不法占拠していることもあって遵法精神のない犯罪予備集団のように見られがちである。ヴァルス内相の問題意識もまさにそこにあり、2012年6月27日に行われたル・モンド紙の記者とのインタビューにおいて同内相は家族単位で不法滞在を行っている者や難民の国外退去処分を早急に進めていく方針を発表した²⁰⁾。そして自身が進めていく移民政策と従来の社会党政権による移民政策とは方針が全く異なっており、厳格な法適用を最重要視していく意向を明らかにした。さらに同内相は、左派政党に属していることがすなわち移民や難民を世界中から受け入れる意思があることと同意義ではないとして、今後も極めて制限的に移民や難民を受け入れていく意向を示した。

2012年7月31日、ヴァルス内相はラジオ放送 Europe 1 でのインタビューで国内推定人数およそ15,000人いるとされているロマ系住民について意見を求められた。その際、ロマ系住民の居住キャンプを取り壊して強制退去させ、即刻国外退去処分を行うことでフランス社会から一刻も早く排除すべきと断言した²¹⁾。以前、サルコジ元大統領がロマ系住民の国外退去処分について言及した際には、サルコジ元大統領は社会党やその支持者から大きな非難を受けた。ところが今回は、社会党出身であるヴァルス内相がロマ系住民の排除に積極的な姿勢を示したことから、入閣時より「左の中の右」と評されていた彼の発言は、フランス社会において再び注目を集めた。このことによってヴァルス内相は、フランス社会党出身の大臣としては珍しく右派政党所属議員からは高い評価を受け、また社会党内部においては共感を示す声が大多数を占めた²²⁾。

ヴァルス内相主導のもと、フランス政府はロマ系住民排除のための暫定的措置として、ロマ系住民による土地の不法占拠と定住を禁止するためにロマ系住民のキャンプ群解体に着手し労働市場への参加を著しく制限することを発表した²³⁾。このキャンプ場解体と追放に関する通達にはヴァルス内相の署名はもちろん、当時のデュフロ住居問題担当大臣やサパン労働大臣、ランゲヴァン教育大臣などの、いずれも社会党出身閣僚による署名がなされていた。さらにヴァルス内相はラジオ放送内において「ロマ系住民はルーマニアもしくはブルガリアに戻る義務がある。ロマ系住民はフランス社会に統合され得ないエスニックカテゴリーに入る。」と言い切った²⁴⁾。同発言は、特定の民族集団への差別であり、非人道的発言として国際人権擁護団体や研究者、移民擁護団体から強い非難を受けることとなった。そしてこの後、ロマ系住民の排除をめぐる象徴的な問題がブルゴーニュ＝フランシュ＝コンテのドゥ県で起きた。フランスの世論を二分したレオナルダ事件である。

2012年5月以降、ヴァルス内相は既に不法移民の強制送還を法的手続きに沿って粛々と進めるよう関係各署に要請しており、その方法が人道的手法に基づいていることを熱心にアピールしていた。ところが2013年10月9日、ロマ系住民のレオナルダ・ディブラニ (Leonarda Dibrani) という名のコソボ出身の15歳の少女が、ドゥ県ポンタルリエールの中学校からルヴィエに向かう学校遠足のバスに乗っていたところ、級友たちの眼前で警察に身柄を拘束され、その日のうちにコソボに強制送還される事件が起きた。レオナルダの乗ったバスに同乗していた担任教諭は、警察がバスの停止を命令した際に、このような行動は非人道的であるとしてレオナルダの拘束に

反対した。しかし警察はこの教師にレオナルダのコソボへの強制送還が避けられないと告げると、レオナルダが警察車両に乗り込む光景を他の学生たちが見ないように指示した。

この一連の出来事はマスメディアによって大々的にとりあげられた。ドゥ県（ディブラニ一家が生活していた）のジョエル・マテュラン（Joël Mathurin, 1969-）副知事は、一家をコソボに向けて強制送還することを事前に通告していたため、行政的措置としては全く問題がなかったと主張した。また事前に強制送還の告知をしていたにもかかわらず告知を無視して既に遠足に出かけていたのは悪質であり、強制送還執行にあたって警察は必要な措置をとったにすぎないと主張した。一方で事態の一部始終を目撃していたレオナルダの担任教師は、一連の措置は非人道的かつ非教育的であり、現場を目撃した多数の生徒たちの心を傷つける対応であったとして現場でレオナルダの拘束に強い抗議の意を表した。これに対し、マテュラン副知事は、リヨン空港でレオナルダは終始落ち着いた様子であり、飛行機への搭乗を拒否することもなくコソボに戻ったため、特に非人道的な扱いをしたわけではないと説明した。その上でヴァルス内相は、母親が彼女を遠足からすぐに連れ戻すように警察に要求したため、それを実行したに過ぎないと主張し、また警察官憲がバス車両にむりやり乗り込むことは一切なかったことを強調した。そもそもディブラニ一家は2009年1月にフランスに不法入国した後、複数回にわたって難民認定を受けようとしたが、いずれも要件が認められず難民申請が却下されていた。以後も複数回にわたって同家族全員の国外退去が当局から命じられていたが、一家はその命令になおも応じず居住し続けたため、翌年初頭には行政裁判所より出頭命令がかけられていた。一家のうち、レオナルダの父親は出張中に不法滞在を摘発され、拘束先で隔離施設に入れられていた。その約1か月後に単独でコソボに強制送還され、翌日にレオナルダの母親と子ども6人が同じ足取りを辿った。レオナルダの通っていた中学校の担任教師は、もう少しこの一家がフランスに長くいることができれば、正規滞在となるための要件を満たす可能性があったこと、そしてなぜ学校といういわば聖域に警察権力が入ってきたのか理解できないとして、RESF（国境なき教育ネットワーク²⁵⁾）に事の全容を語り、同組織のブログ上でレオナルダの強制送還措置を激しく非難した²⁶⁾。

この出来事を通して、オランダ大統領政権内部にも見解の違いが明確に表れた。ヴァルス内相はこの強制退去措置について事実の全容解明を内務省監察局に命じる一方で、彼らの不法滞在が「不法」であるがゆえに強制送還措置をとったことは決して間違っていないと主張した。一方、ヴァンサン・ペイヨン国民教育大臣（Vincent Peillon, 1960-）や、フランス社会党の大御所であるブリュノ・ル・ルー社会党議員（Bruno Le Roux, 1965-）は、あくまでも学校教育機関は警察権限によって侵害されるべきでない聖域であり、今回の退去強制措置は以前のサルコジ政権下における非人道的処遇と酷似した手法であって教育的配慮を完全に欠く差別的なものであったとして激しく非難した²⁷⁾。エロー首相（Jean-Marc Ayrault, 1950-）は、社会党政権内における意見の収拾がつかなくなることを危惧するとともに、従来の方針であった人権至上主義が確実に揺らぎ、瓦解しつつあると批判した。そして仮にディブラニ一家の強制送還措置にあたって、客観的事実として人権侵害行為が立証されれば再びフランスに呼び戻し、正規滞在者として認めるこ

とを約束した²⁸⁾。野党議員の大多数は、ヴェルス内相の判断と措置は極めて正しい措置として称賛する一方で、エロー首相のように宥和的な政策によって強制送還処分を取り消しを行うことは今後、政策の揺らぎを作る前例となってしまうことへの危機感を抱いた²⁹⁾。

つまりレオナルダ事件において明らかとなったのは、それぞれの政治家の移民政策に対する対応や考えは「左」あるいは「右」のいずれの政党に属しているかは必ずしも判断基準とはならない、という点であった。言い換えれば、フランス政府が不法移民を合法移民と同様に寛容に受け入れ、歓迎していると解釈されかねないことへの警戒感が「左」「右」の差を超えて浮き彫りになった出来事であった。そして同事件における各政治家の対応は、「フランスに入国した」「フランスに滞在している」という既成事実によって滞在の正規化を求める不法移民を拒否する意味を込めた強いメッセージでもあった。

事件から10日後、オランダ大統領はレオナルダが単身でフランスに戻ってくるのであれば滞在を合法化し、以前に在籍していた中学校への復学も認めるとする一方、彼女の家族両親の入国は一切許可しないと述べた³⁰⁾。この発言についてレオナルダの家族や元担任教諭、RESF代表者は、大統領がこうした選択肢を15歳の子どもに迫るのは、家族と一緒に暮らす権利を否定する残酷な非人道的措置であると非難した。なおディブラニー家は、彼らがロマ民族であるがゆえに、フランス人のロマ系住民への嫌悪感と差別感情によってフランスを追い出されたと考えており、民族差別の対象に仕立て上げられたとして怒りの感情をマスメディアに向けて吐露した³¹⁾。また、本件に関して10日間にわたって一切の声明を出さなかったオランダ大統領にも左右を超えて非難の声が集まり、大統領として政権内をうまく取りまとめられていないことへの不信感が浮き彫りにされた。そして同時期において、レオナルダ強制送還を執行した政府の決定に対し、一部の高校生や教師が外国人の人権擁護を訴えるためデモ行進を呼びかけたが、その参加者は2000人以下にとどまったため政府にとっての脅威とはならず³²⁾、むしろレオナルダを擁護する意見が少数となっていることが明らかになった。レオナルダ事件について、当時のパリジャン紙及び世論調査会社のIFOP (l'institut français d'opinion publique) が行った世論調査では、54%の人々が「なぜフランス政府はもっと早くにロマ系住民の排除に着手しなかったのか疑問である」と答えた³³⁾。さらに同調査では、レオナルダの強制送還取り消し措置については65%の人々が反対の意を示している。

移民政策を厳格化する方針を明確に打ち出した前政権のサルコジ政権下においても、学校は聖域とされ、そこに国家権力が介入することや警察が外国人の子どもを逮捕することについては大いに躊躇があった。ところがレオナルダ事件は、オランダ社会党政権の「厳格性」と「人道主義」のスローガンが、もはやそれ自体が旧来のフランス社会党の政策とは異なり、矛盾に満ちたものであることを露呈するものとなった。

筆者は2019年2月、LDH (Ligue des droits de l'Homme³⁴⁾) のPACA³⁵⁾地域代表者として、長年にわたってフランス社会党傘下の組合と協力しながら移民や難民の権利を守るべく社会活動家として活躍してきたアンリ・ロッシ氏 (Henri Rossi, 1938-) にインタビューを行った。その際、

同氏は「フランス社会党はもう以前の社会民主主義的な政治や人権思想を完全に忘れてしまっており、もはやロマ系住民はもちろんイスラム系の移民や難民、貧しく困っている人々を救うという発想を完全に捨ててしまっている。今ではいかによそ者や『自分たちとは異質な存在』を排除し、いかにフランス社会にとって利益にならない人々を軽んじて切り捨てるかという点に執着しているだけの、表面だけを取り繕う人種差別的政党へと様変わりしている。ロマ系住民をはじめ、世界中から来る移民や難民をフランス社会の一部として包摂できないフランス社会党は、それこそが矛盾に満ちた存在である」と指摘した³⁶⁾。

以上において見てきたように、2012年以降のオランダ政権におけるその排外主義的政策は、その排除対象をイスラム系移民からロマ系住民に変えただけで、実は同党政権下においても排外主義的移民政策は脈々と受け継がれていたのである。オランダ政権下では、国家がフランス社会への統合が難しい民族としてロマ系住民を選別し、排除した。この政治手法は、以前にフランス社会党が手厳しく批判していたサルコジ政権がイスラム系移民を選別し、排除した時の方法と何ら変わらない。ここに、以前の人権至上主義的な左派イデオロギーから既に脱却した現在のフランス社会党の実態が映し出されていると言えるであろう。

おわりに

オランダ政権誕生当初、多くのマスメディアは同政権によって寛容な移民政策あるいは難民政策が採られるであろうと予測していたが、その人権派を旗印としてきた社会党政権においても政策が寛容化されることはなかった。むしろ社会党の名前を盾に一見寛容そうに見える体を装いつつ、実はサルコジ主導による排外主義的な移民政策の連続性の上に、レオナルダ事件に見られたように、さらに強硬な手段によってロマ系住民を排除してきたと言えるであろう。つまり「左か、右か」の二元論はもはや「寛容な移民政策を採るか、厳格な移民政策を採るか」を判断する指標とはなりえず、それよりも政府が重要視するのはその時々において「誰を排除対象と据え、どう排除するのか」という点である。そしてオランダ政権下においては、異種なマイノリティとしてロマ系住民を物理的にも心理的にも強制的に排除する社会へと変化している。したがって「右」や「極右」の政党のみが特別に排他性を有するのではなく、今では「左」も含む政党が、政党横断的に移民排外主義的政策が存在しているといえるであろう。そしてその実像は、現在までフランスが外交戦略として利用してきた人道的イメージとかけ離れているのは、前述したオランダ政権におけるロマ系住民に対する排除政策を見れば明らかである。

現在、フランスの移民政策あるいは難民政策をめぐる右派政党及び左派政党は様々な対立点を取り上げてそれぞれの党の有能性を競うものの、そのいずれもが、どちらがより民意を惹きつけるかという選挙対策に執着した政策を展開する。つまり現在の移民政策や難民政策は、移民や難民に対する社会統合政策や福祉政策は軽視され、以前よりいっそう政治道具化されたイシューへと変化し、厳格化の方向性を向きつつ政策的にかつてないほどに接近している。結果として、

外見が明らかにヨーロッパ人と見られる人々（欧州系移民も含む）と、ロマ系住民をはじめ「フランス社会に統合され得ない」と見なされるマイノリティの人々やフランス社会における貢献度が認められない人々の間には埋められない大きな溝が生成されており、この溝がさらなる対立を生み出す可能性をはらんでいる。そしてこの溝を埋めようとする努力はなされないまま諦められ、フランス社会への同化可能性が低い人々を国家が判断する。そこでマイノリティとしてフランス社会から分断された者が取り残されたとしても、それは自己責任による当然の帰結とし、異質な者の排除を声高に訴える政党や政治家を求める政治的要請の波が押し寄せてきた。その政治的要請の1つが、本稿で取り上げたロマ系住民へのフランス政府の強硬な対応策である。オランダ政権においては、いわばイスラム系移民に対して宥和的な立場をとる代わりにロマ系住民を排除対象とした。現在、フランス共産党とフランス社会党の間にはTerra Novaと呼ばれる政策同友会が存在する。同会は移民や難民を寛容に受け入れ、彼らに無条件にフランス人と同じ権利を与える政策の重要性を強く主張している³⁷⁾。この共闘体制は一見したところ人道主義にかなう動きに見える一方、その手段や政策目標の実態はいわば既得権益を守りたい移民2世や移民3世の貧困層へのばらまき政策であり、移民集住地区の多い地域で常に一定の求心力を保てるよう実質的な選挙対策としての活動が指摘されている。そして2012年大統領選挙でオランダが勝利した際にも、イスラム系移民の2世や3世が集住する地区における得票率が高かったことは非常に興味深い点と言えるであろう。

以上で述べてきたように近年の移民政策においては、不法移民をはじめとする貧しい移民や文化的非対称性が色濃いロマ系住民を排除してきたことは、左も右も変わらない。それどころか従来の管理政策や排除政策をより一層厳格化された要件を課す動きが活発化している。本稿では、オランダ社会党政権下においては人権最優先の社会民主主義的政策は影を潜め、ロマ系住民を露骨にフランス社会における異種の存在とみなして排除対象としてきた過程を述べてきた。ヴァルス首相の演説内における「ロマ系住民はフランス社会に統合され得ないエスニックカテゴリーに入る」との発言は、フランス社会における分断を表す一片であり、異質なものを容赦なく切り捨てる動きが明らかなものとなった。ここに、三色旗が象徴する「自由・平等・博愛」の精神とは全く逆のうねりがフランス社会に起きており、「左」「右」の違いや従来のありとあらゆる線引きを超えてフランス社会の随所においても見られるといえるであろう。

注

- 1) 特にパリやリヨン、ニース等の多くの観光客が集まる大都市圏において、ロマ系住民の子どもたちによる巧妙な手口の窃盗行為をはじめとする犯罪が多発している。また警察が彼らを逮捕して親を召喚したとしても、親自身が子どもたちに犯罪行為を教唆していることなどが明らかになっているため、事実上の野放し状態にあるとして常にロマ系住民は当局から警戒すべき対象とされている。

- 2) 金子マーティン「ロマ『ジプシー』と呼ばないで」影書房, 2016年。ロマ系住民に対する欧州各地での偏見や蔑視, 人権侵害の事例などが文化人類学の見地から詳細に分析されている。
- 3) 旧党名は Front National であり, 邦語名は「国民戦線」であった。2018年6月に Front National から Rassemblement National に改称し, 略称は RN。邦語名は「国民連合」。本文では基本的に旧党名時代の動きを説明する際には FN を略称として用い, 2018年6月以降も継続的に続く同党の動きを指す時には RN と記すこととする。
- 4) 1999年6月, オーストリアでは厳格な移民排外主義政策を党是としてきたオーストリア自由党が総選挙において第二党に躍進し, 同党を率いるイェルク・ハイダー党首 (Jörg Haider, 1950-2008) はオーストリア国民党との連立与党政権を樹立した。その際に率先してオーストリアの排外主義的傾向を厳しく批判し, 他の欧州諸国に対してもオーストリアとの交流制限措置を呼びかけ, 実行したのはフランスのシラク大統領であった。2007年にはデンマークの Dansk Folkeparti (邦語名: デンマーク国民党) が大幅に議席を伸ばし, 欧州議会選挙では議席数を倍増させるなど支持者層を急増させた。現在もデンマーク国民党は政権与党には参加していないが, 閣外協力を行っている。イタリアでは2018年3月にマッテオ・サルヴィーニ (Matteo Salvini, 1973) 率いる Lega (邦語名は「同盟」。前身の Lega Nord から改称) が政権入りした。なお政権入りこそ果たしていないものの, ドイツでは AfD (正式名称は Alternative für Deutschland, 邦語名「ドイツのための選択」) が2014年より複数の州議会選挙で議席を大幅に伸ばしており, 州によっては第2党へと進出している。ギリシャでは Golden Dawn (邦語名「黄金の夜明け」) は2015年に国政の第3党へと躍進した。フランスの RN はヨーロッパ議会においてブルガリアの Национален съюз Атака (邦語名: アタカ国民連合) と積極的に情報交換を行い, 協力関係を構築している (2010年5月, 筆者が欧州議会において当時のジャン・マリ・ルペン党首に聞き取り調査を行った際に得た回答より)。
- 5) SOFRES, IFOP 社などの大手の統計会社の解析結果による。
- 6) André Taguieff は「極右」と呼ばれる政治グループの根本はナチズムに代表される人種主義に基づいた差別を積極的に肯定するものとして位置づけている。
- 7) 本稿を執筆する上ではフランスの新聞記事として本稿では Figaro 紙と Le Monde 紙を多く用いる (時系列的に起きた事柄を中立的に把握しやすいことから)。フランスの全国版の新聞としては一般的に Figaro 紙がいわゆる「中道右派寄り」とされており, Le Monde 紙はほぼ党派性なしの中道, Libération 紙が社会党系新聞, l'Humanité 紙が共産党系の新聞と位置付けられている。ただし筆者が2010年5月に FN のジャン・マリ・ルペン党首とブリュノ・ゴルニッシュ (Bruno Gollnisch, 1950-) 欧州議会委員に複数回にわたってインタビューを行った際, ゴルニッシュ欧州議会議員 (当時 FN の副党首) は「Le Monde 紙も一般的に中道とされているが, 実際には共産党的思想を持った記者が多く, 必ずしも中道として機能しているとは言えない」と述べている。
- 8) なお本稿筆者が2010年3月より半年間にわたってパリ政治学院にて Catherine Wihtol de Wenden 教授に指導を受けた際にも常々同教授は「ヨーロッパ系か, 非ヨーロッパ系か, 今ではそれがまずはフランス社会に統合されうる移民かどうかを判断される材料となる」と述べており, 2019年2月12日に2時間にわたってインタビューを行った際にも全く同様のことを述べた。
- 9) 1951年に採択された難民条約の第1条において, 難民とは「人種, 宗教, 国籍もしくは特定の社会的集団の構成員であることまたは政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために, 国籍国の外にいる者であって, その国籍国の保護を受けられない者またはそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まない者」と定義されている。
- 10) “Le précédent Pasqua-Pandraud Cent un Maliens dans un charter”, *Le Monde*, 18 octobre 1986.
- 11) “France, pays d’immigration Fixé de manière ambiguë Par Charles Pasqua l’objectif zéro immigré est un mythe”, *Le Monde*, 2 juin 1993.

- 12) フランス政府が発布した法令や判例を公開するデータベース“Légifrance”から。LOI n° 93-1027 du 24 août 1993 relative à la maîtrise de l’immigration et aux conditions d’entrée, d’accueil et de séjour des étrangers en France より。
- 13) ここで挙げられた条文の法文解釈の確認にあたっては、田部井英夫「フランス移民政策の歴史的展開（2）移民受け入れ停止から統合化へ」の文章を参照した。
- 14) “L’adoption du projet de loi sur la maîtrise de l’immigration par l’assemblée Nationale-La majorite a fait bloc derriere Charles Pasqua.”, *Le Monde*, 4 juin 1993.
- 15) なお右派議員による賛意についての詳細については以下を参照されたい。“Au Sénat La droite se félicite du projet de M. Pasqua sur l’immigration” *Le Monde*, 8 juillet 1993.
- 16) “Après la censure de huitte des cinquante et un article de la loi sur l’immigration – Le Conseil constitutionnel empeche le gouvernement d’appliquer sa politique”, *Le Monde*, 17 août, 1993.
- 17) 1989年12月10日放送 Antenne 2 と Europe 1 でのラジオ放送インタビューにおいて、このように語った。当時、ミッテラン大統領はこの発言を行った理由に、後を絶たない不法移民や（「名誉の殺人」と称した）フランス人による移民への殺傷事件の続発、若年移民の非行現象などが挙げた。またフランスの旧植民地であったアフリカや中近東からの難民や、ボスニア紛争やスリランカの内紛によって逃亡してきた亡命者が夥しい人数にのぼったため、難民申請の受理までに数年かかり、国外退去処分に処することが事実上困難となっていたことも、原因として挙げた。
- 18) 1989年12月10日放送 Antenne2 と Europe1 でのラジオ放送インタビューにおいて、このように語った。
- 19) “Expulsion de Leonarda : ce que dit l’enquête administrative”, *Le Monde*, 20 octobre, 2013.
- 20) “Immigration : après l’expulsion de Leonarda, retour sur le bilan de Valls”, *Le Monde*, 16 août, 2013.
- 21) “Roms : Manuel Valls assume les expulsions”, *Le Monde*, 2 août, 2012.
- 22) ル・モンド紙の記者が複数の社会党議員に、ヴァルス内相の発言についてどう思うかを尋ねたところ、回答を避けてその場を立ち去る議員が大多数を占める一方で、ある議員は「彼の職務権限としては極めてまっとうな発言であり、ロマ民族に同情するだけでは貧困問題も都市問題も解決しえないので必要な措置である」と述べている。
- 23) “La circulaire sur les évacuation de campements roms publiée”, *Le Monde*, 29 août, 2012.
- 24) “Roms : surenchère verbale et idées reçues avant les municipales”, *Le Monde*, 24 septembre, 2013.
- 25) 不法移民の親元に生まれ育ち、本国への強制送還や、親と引き離されて隔離施設に収容される措置に反対する非政府組織 Réseau Education sans frontières（2004年設立）。
- 26) “Expulsion d’une collégienne kosovare : une enquêtes administrative ouverte”, *Le Monde*, 15 octobre 2013.
- 27) “Immigration : la gauche face à ses éternelles contradictions”, *Le Monde*, 17 octobre 2013.
- 28) “Collégienne expulsée : S’il y a eu faute, cette famille reviendra, assure Ayrault”, *Le Monde*, 16 octobre 2013.
- 29) “tartufferie du PS sur l’immigration”, *Le Monde*, 19 octobre 2013.
- 30) “On demande à Leonarda de choisir entre ses études et sa famille”, *Le Monde*, 19 octobre 2013.
- 31) “tartufferie du PS sur l’immigration”, *Le Monde*, 19 octobre 2013. ただしレオナルダ自身は「フランスでの生活様式しか知らず、アルバニア語を全く話せないのに生活の基盤を急に失った」と述べているものの、2013年時点で既に15歳であった彼女は11歳までコンゴで過ごしていたことから、彼女の主張は信憑性を欠くとの批判も根強い。
- 32) “Immigration : 16600 régularisations de plus en 2013”, *Le Monde*, 16 octobre 2013.
- 33) “tartufferie du PS sur l’immigration”, *Le Monde*, 19 octobre 2013.
- 34) Ligue des droits de l’homme の邦語名は「人権連盟」で略称はLDH。フランスにおける代表的な人権擁護推進団体の1つである。同連盟は1898年、通称ドレフュス事件の際にドレフュス大尉

の人権を守るために設立された。同事件以降、今日に至るまであらゆる差別の撤廃を謳い、男女平等や政教分離原則、死刑制度への反対や推定無罪の原則の重要性を訴えている。移民問題が政治争点化され始めた頃から現在まで、不法滞在者の正規化推進運動やロマ系住民の権利保障などに非常に積極的に関わってきている。

- 35) PACA とはフランス語で Provence-Alpes-Côte d'Azur の略語であり、プロヴァンス＝アルプ＝コート・ダジュール地域圏のことを指す。カンヌやニース、アヴィニョンやマルセイユなどの都市がこの地域圏に属しており、他地域と比して RN の支持者が多く、各種選挙では RN を出身母体とする政治家が多数選出される地域でもある。
- 36) 2019 年 2 月 27 日、カンヌ郊外の Henri Rossi 氏の自宅にて筆者が 4 時間にわたって行ったインタビューを書き起こした内容をもとにしている。
- 37) 2019 年 3 月 1 日、フランス内務省幹部である Maxime Tandonnet 氏の自宅にて筆者が 3 時間にわたってインタビューした内容をもとにしている。

参考文献

- Ben Jelloun, Tahar. (1984) *Hospitalité française: Racisme et immigration maghrébine*, Seuil.
- Crépon, Sylvain (2006) *La nouvelle extrême droite, Enquête sur les jeunes militants du Front National*, L'Harmattan.
- Costa-Lascoux, Jacqueline. (1988) *De l'immigration au citoyen, Notes et études, Documentaires*, no. 4886. La documentation française, pp. 75.
- Dupin, Ellies. (1990). *Oui, Non, Sans opinion*. Inter Edition, 1990.
- Delwit, Pascal (2012) “Les étapes du Front National 1972–2011”. dans Delwit, P., *Le Front National. Mutations de l'extrême droite française*, éditions de l'Université de Bruxelles, pp. 11–36.
- Hancock, Ian (2003). *We are the Romani People*, University of Hertfordshire Press.
- Héran, François. (2002) *Immigration, marché du travail, intégration*, La documentation française, 2002.
- Ivaldi, Gilles (2012) Permanence et l'évolutions de l'idéologie frontiste, dans Delwit, P., *Le Front National. Mutations de l'extrême droite française*, éditions de l'Université de Bruxelles.
- Lorcerie, François (2005). *La politisation du voile*. Paris: L'Harmattan.
- Sayad, Abdelmalek. *La double absence: Des illusions de l'émigré aux souffrances de l'immigré*. 1999, Paris, Seuil.
- Schain, Martin. (1988) “Immigration and Changes in the French party system”, *European Journal of Political Research*, 16(5), pp. 603–606.
- Schnapper, Dominique. (2007) *Qu'est-ce que l'intégration?*, Paris: Folio.
- Taguieff, Pierre-André. (2012) *Le nouveau national populisme*, CNRS éditions.
- Tandonnet, Maxime. (2006) *Immigration : sortir du chaos*, Paris: Flammarion.
- Tandonnet, Maxime. (2016) *Droit des Étrangers et de l'Accès à la Nationalité*, Paris: Ellipses Marketing.
- Todd, Emmanuel. (2008) *Après la Démocratie*, éditions Gallimard.
- Tribalat, Michèle. (2017) *Assimilation : la fin du modèle français: Pourquoi l'Islam change la donne*, Paris: L'artilleur.
- Weil, Patrick. (2005) *La France et ses étrangers*, Folio-histoire.
- Wiewiorka, Michel. (1992) *La France raciste*, Seuil.
- Wihtol de Wenden, Catherine. (2007) *Sortir des Banlieues*, Paris:Autrement.
- Wihtol de Wenden, Catherine. (2017) *La question migratoire au XXIe siècle*, Paris: Presses de Sciences Po de Paris.

- 伊藤るり (1998) 「80年代フランスにおける移民労働者の権利要求運動と意識変化」『国際政治』第87号, 42-56頁.
- 稲葉奈々子 (2003) 「『共和主義的統合』の終わり」と『多文化主義』のはじまり — フランスの移民政策」『移民政策の国際比較』明石書店.
- 岩本勲 (1994) 『現代フランス政治の変貌』晃洋書房.
- 大山礼子 (2006) 『フランスの政治制度』東信堂.
- 岡村美保子 (2003) 「フランス — サルコジ内相の移民対策法」『ジュリスト』1258号, 119頁.
- 金子マーティン 「ロマ — 『ジプシー』と呼ばないで」影書房, 2016年.
- 左地亮子 (2017) 「現代フランスを生きるジプシー — 旅に住まうマヌーシュと共同性の人類学」世界思想社.
- 島村智子 (2017) 「欧州国境沿岸警備規則 — EUの域外国境管理制度をめぐる動向 —」『外国の立法』第273号, 39-71頁.
- 高山直也 (2006) 「フランスにおける不法移民対策と社会統合」『外国の立法』第230号, 72-90頁.
- 滝沢正 (2018) 『フランス法』三省堂.
- 田部井英夫 (2006) 「フランス移民政策の歴史的展開 (2) — 移民受け入れ停止から統合化へ」『函大商学論究』第37巻第2号, 1-45頁.
- 豊田透 (2016) 「フランスにおける難民庇護法の改革」『外国の立法』第267号, 86-124頁.
- 畑山敏夫 (1997) 『フランス極右の新展開 — ナショナル・ポピュリズムと新右翼』国際社会学叢書.
- 畑山敏夫 (2007) 『現代フランスの新しい右翼 — ルペンの見果てぬ夢』法律文化社.
- 東村紀子 (2010) 「サルコジ2006年移民法における『選ばれた移民』政策: 新しい移民統合モデルと『制度化された移民政策』システムを求めて」『国際公共政策研究』第15巻, 第1号, 137-150頁.
- 東村紀子 (2018) 「フランスの移民政策及び難民政策に見る「統合」と「分断」 — サルコジによる政策期からオランダ政権期まで —」『日本比較政治学会』年報第20号, 109-136頁.
- 宮島喬 (2006) 『移民社会フランスの危機』岩波書店.
- 宮島喬 (2017) 『フランスを問う: 国民, 市民, 移民』人文書院.
- 薬師院仁志 (2007) 「フランスの移民問題 — その歴史と現状 —」『人権と部落問題』第59巻第2号, 19-25頁.
- 山本美春 (2008) 『フランスジュネスの反乱 — 主張し行動する若者たち』大月書店.
- 渡邊啓貴 (2015) 『現代フランス — 栄光の時代の終焉, 欧州への活路』岩波現代全書.

